

草津市景観計画の改定について

1. 策定の主旨・背景

草津市景観計画は、景観法に基づき、良好な景観を形成し、景観に関するまちづくりを進めるための計画として定めるものです。

現行の草津市景観計画は、平成24年度の策定から10年が経過する中で、社会情勢の変化や、市街化区域への編入等、計画策定時から土地利用の変更に加えて、広域景観形成の取り組みにより、大津市と共同策定した「びわこ東海道景観基本計画（令和3年3月策定）」の内容や、今年度実施する市民アンケート内容を反映させ、次期景観計画を2ヵ年で改定するものです。

2. 計画期間

土地利用の変化等に併せて、適宜計画を見直します。

3. 策定にあたっての視点

計画改定にあたっては、「第6次草津市総合計画」、「草津市都市計画マスタープラン」および「ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン」「びわこ東海道景観基本計画」等を踏まえ、次の視点により改定を進めます。

- (1)土地の利用や景観特性に応じたゾーニングの見直し
- (2)広域景観形成の取り組みである次の3項目の反映
 - ①琵琶湖の対岸景観形成
 - ②歴史街道の連続した景観形成
 - ②屋外広告物による景観形成

4. 策定に向けた体制

次の体制をもって計画を改定します。

(1)草津市景観審議会

学識経験者や関係事業者、市民公募委員、関係行政機関で構成し、専門的・総合的な見地から計画改定に取り組みます。

- ・委員数：15名
- ・開催回数：（令和5年度）4回、（令和6年度）2回

(2)草津市景観計画改定専門部会

草津市景観審議会において「草津市景観計画改定専門部会」を新たに設置し、景観計画改定に係る素案等を作成します。

- ・委員数：6名
- ・開催回数：（令和5年度）4回、（令和6年度）3回

(3)草津市都市計画審議会

景観法第9条第2項に基づき、景観計画改定案について都市計画審議会での意見聴取を行います。

- ・委員数：14名
- ・開催回数：（令和6年度）2回

5. 市民参加の手法

計画改定にあたっては、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映した計画作成に取り組みます。

6. スケジュール

別紙のとおり